

○ 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日40農地D第1140号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第14（略）</p> <p>（設計の変更）</p> <p>第15 <u>都道府県知事等</u>は、政令第6条の2の規定による災害復旧事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害復旧事業全体設計書（（様式は省令第3条の規定による設計書の様式に準ずる。）この規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た災害復旧事業変更全体設計書を含む。）とし、（以下略）。</p> <p>（書類等の経由）</p> <p>第19 <u>都道府県知事等</u>は、<u>法</u>、政令、省令又はこの要綱の規定により、農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、地方農政局長（北海道及び札幌市にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。</p> <p>様式第1（略）</p>	<p>第1～第14（略）</p> <p>（設計の変更）</p> <p>第15 <u>都道府県知事若しくは指定都市の長</u>は、政令第6条の2の規定による災害復旧事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害復旧事業全体設計書（（様式は省令第3条の規定による設計書の様式に準ずる。）この規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た災害復旧事業変更全体設計書を含む。）とし、（以下略）。</p> <p>（書類等の経由）</p> <p>第19 <u>都道府県知事若しくは指定都市の長</u>は<u>法</u>、政令、省令、<u>又</u>はこの要綱の規定により、農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、地方農政局長（北海道及び札幌市にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。</p> <p>様式第1（略）</p>

様式第2

年災害復旧事業全体設計変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 氏 名 殿

都道府県知事（指定都市の長）氏 名

年 月 日付け第 号をもって決定の通知があった災害復旧事業について、別紙のとおり変更したいので同意されたく（又は変更したいので）海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第15第1項の規定により協議します。

別紙1

年災害復旧事業費増減表
(略)

別紙2

年災害復旧事業変更地区別一覧表
(略)

様式第2

令和 年災害復旧事業全体設計変更協議書

番 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 氏 名 殿

都道府県知事（指定都市の長）氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号をもって決定の通知があった災害復旧事業について、別紙のとおり変更したいので同意されたく（又は変更したいので）海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第15第1項の規定により協議します。

別紙1

令和 年災害復旧事業費増減表
(略)

別紙2

令和 年災害復旧事業変更地区別一覧表
(略)

様式第3

年災害復旧事業変更全体設計書

注 この変更全体設計書は、災害復旧事業全体設計書の様式に準ずるものとし、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第3

令和 年災害復旧事業変更全体設計書

注 この変更全体設計書は、災害復旧事業全体設計書の様式に準ずるものとし、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。